

「業務方法書」及び「業務方法書の取扱い」の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
第4条（略） 2（略） （1）（略） （2）（略） a～c（略） d <u>新投資口予約権（非上場新投資口予約権を除く。）</u> e～h（略） （3）（略）	第4条（略） 2（略） （1）（略） （2）（略） a～c（略） d 新投資口予約権 e～h（略） （3）（略）

2 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表 （第7条の2、第9条及び第12条関係） 1.・2.（略） 3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のう ち、 <u>次の表の「有価証券の種類」欄に掲げる機構取扱有価証券につい</u> <u>ては、次のとおりとし、その他の機構取扱有価証券については、時価</u> <u>に乗すべき率を零とする。</u>	別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表 （第7条の2、第9条及び第12条関係） 1.・2.（略） 3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のう ち、 <u>次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株</u> <u>予約権及び新投資口予約権については、担保指定証券残高及び受入</u> <u>予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。</u>

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の 受益権 外国株券等 <u>(注1)</u>	(略)	金融商品取引所における最終価格 <u>(注2)</u>	(略)
新株予約権付社債	(略)	金融商品取引所における最終価格 <u>(注2)</u>	(略)

(注1) 外国カバードワラントを除く。

(注2) (略)

4. ~ 1 1. (略)

(削る)

1 2. (略)

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の 受益権 外国株券等	(略)	金融商品取引所における最終価格 <u>(注)</u>	(略)
新株予約権付社債	(略)	金融商品取引所における最終価格 <u>(注)</u>	(略)

(新設)

(注) (略)

4. ~ 1 1. (略)

1 2. 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗ずべき率を零とする。

1 3. (略)

3 附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上